

過去問プレゼミ 商法 2024年12月22日

稲葉総合法律事務所 瀬戸悠未 yumi.seto@inaba-law.jp

令和5年司法試験民事系第2問設問1

[商法]

次の文章を読んで、後記の〔設問〕に答えなさい。

なお、解答に当たっては、文中において特定されている日時にかかわらず、試験時に施行されている法令に基づいて答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、Aが個人事業として始めた工務店が昭和60年頃に法人成りしたものであって、会社法上の公開会社ではなく、取締役会及び監査役を置いている。甲社の定款には、①取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨の定め及び②譲渡による甲社の株式の取得について甲社の取締役会の承認を要する旨の定めがあり、役員を選任する株主総会の決議の定足数に関する定めはない。甲社は、種類株式発行会社ではなく、設立以来、Aがその発行済株式6万株の全部を保有していた。甲社の取締役は、Aのほか、いずれも甲社の従業員であったB、C及びDの合計4名であり、代表取締役は、Aであった。
2. 甲社は、平成29年春頃、創業以来取引関係にあった乙株式会社（以下「乙社」という。）に対して3000万円の買掛金債務（以下「本件債務」という。）を負った。本件債務の履行期は、平成30年5月31日であった。
3. Aは、平成29年夏頃、Aの住居に隣接する土地（以下「本件土地」という。）を所有するEとの間でトラブルとなり、それを解決するため、Eから本件土地を買い取るよう要求されるようになった。Aは、そのような要求に応じる義務はないと考えたが、今後平穩に暮らしていくためにはEとの関係を断つのがよいと考え、Eの要求に応じることにした。Aは、自身で本件土地を買い取るための資金を調達することは難しいと考え、甲社に本件土地を買い取らせることにした。
4. Eは、本件土地の代金として5000万円を提示してきたので、Aは、その金額で本件土地を買い取ることにした。もっとも、近隣の不動産の相場に照らせば、当時の本件土地の評価額は高く見積もっても1000万円程度であり、Aもそのことを知っていた。Aは、平成29年10月2日、甲社を代表して、Eとの間で、本件土地を5000万円で購入する契約（以下「本件売買契約」という。）を締結し、本件土地の所有権移転登記手続きを受けるのと引換えに代金5000万円を支払った。なお、甲社においては、本件売買契約の締結に先立ち、取締役会の決議等の会社法所定の手続が行われた。

本件売買契約の代金5000万円は、甲社の定期預金（以下「本件定期預金」という。）を取り崩すことで賄われた。また、本件土地は、本件売買契約後も甲社で利用されることなく放置されていた。

過去問プレゼミ 商法 2024年12月22日

稲葉総合法律事務所 瀬戸悠未 yumi.seto@inaba-law.jp

令和5年司法試験民事系第2問設問1

5. Aの妹であるFは、外国に居住していたが、平成29年末頃、その配偶者であるGと共に帰国した。Gのことが気に入ったAは、今後Gと共に甲社を経営していくことを見据え、平成30年1月中旬頃、甲社の取締役会の承認を得て、Gに甲社の株式1万株を譲渡し、その旨の株主名簿の名義書換が行われた。その後、Gは、本件土地が甲社の名義であるにもかかわらず活用されていないことに疑問を持ち、甲社の従業員にそれとなく尋ねてみたところ、上記3及び4の事実を知った。

〔設問〕

下記の小問に答えなさい。

〔小問1〕

Gは、平成30年末頃、Aに対し、本件売買契約を締結したことにより甲社に4000万円の損害が生じたと主張して、会社法第423条第1項に基づく損害賠償を請求する責任追及等の訴えを適法に提起した。この請求が認められるか否かについて、Aの立場において考えられる反論及びその当否を検討した上で、論じなさい。

なお、本小問においては、甲社の経営は順調であり、本件売買契約の締結後も、その運転資金が枯渇することなく、近い将来に甲社が資金繰りに困ることが予想される状態ではなかったものとする。

〔小問2〕

乙社は、甲社が本件債務を履行しなかったことから、平成30年末頃、Aに対し、本件債務の額に相当する3000万円を損害として会社法第429条第1項に基づく損害賠償を請求する訴えを適法に提起した。この請求が認められるか否かについて、論じなさい。

なお、本小問においては、次のような事実があったものとする。

- ① 甲社は、平成27年頃からその営業利益が減少し始めたものの、平成29年春頃の時点では運転資金が枯渇するような状態ではなかった。
- ② Aは、本件債務の発生当時、本件債務を含む甲社の債務の履行のための運転資金が足りなくなれば、本件定期預金を取り崩すか担保に入れることにより対応することを予定していた。
- ③ 甲社は、本件売買契約に基づく代金の支払により実質的な債務超過に陥り、また、本件土地には担保的価値がないために短期の融資を受けることもできず、平成30年5月頃には事業活動を継続することができなくなった。



表

試験科目	受験番号	フリガナ	
商法		氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
 講師：稲葉総合法律事務所 弁護士 瀬戸悠未
 質問：yumi.seto@inaba-law.jp
 2024.12.22実施 過去問プレゼミ 商法
 令和5年司法試験民事系第2問設問1

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の余白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進めて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。(試験時間終了後に記載することは認めません。)

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：稲葉総合法律事務所 弁護士 瀬戸悠未

質問：yumi.seto@inaba-law.jp

2024.12.22実施 過去問プレゼミ 商法

令和5年司法試験民事系第2問設問1

商法
3
頁

45

46

47

48

49

50

51

52

53

54

55

56

57

58

59

60

61

62

63

64

65

66

67

68

69

70

71

72

73

74

75

76

77

78

79

80

81

82

83

84

85

86

87

88

商法
4
頁

[参考答案]

第1. 小問1

1. 会社法第423条第1項違反の成否

本件では、Aが甲社を代表して本件売買契約を締結したことにつき、会社法（以下略）第423条第1項違反の成否が問題となるが、同項の要件は、①取締役の任務懈怠、②会社の損害発生、③任務懈怠と損害との間の相当因果関係である。以下検討する。

(1) まず、Aは甲社の代表取締役であるから「取締役」にあたる。また、任務懈怠とは、会社と委任関係に立つ取締役が、会社に対する善管注意義務又は忠実義務に違反する行為を行うことをいう（第330条、民法第644条、第355条）。そして、取締役は、かかる善管注意義務・忠実義務の一内容として、会社の利益よりも自己の利益を優先してはならない義務を負うものといえる（第356条、第423条第3項参照）。

本件では、Aは隣人Eとのトラブル解決という個人的な事情から、甲社を代表して、甲社の事業には利用されない評価額1000万円の本件土地を5000万円という高値で購入しており、甲社の利益を犠牲にして自己の利益を図ったといえる。

したがって、Aが甲社を代表して本件売買契約を締結したことは、甲社に対する善管注意義務違反・忠実義務違反にあたり、Aの任務懈怠が認められるため、要件①を満たす。

なお、本件では、本件売買契約の締結後も甲社の運転資金は枯渇せず、資金繰りに困ることが予想される状態ではなかったものの、本件売買契約によって甲社の利益が減少することには変わりないから、やはりAには任務懈怠が認められる。

(2) 本件売買契約の結果、甲社は評価額1000万円程度の本件土地を5000万円で購入し、同額を支出しているから、Aの任務懈怠を原因として、本件土地の評価額との差額4000万円の損害が発生したため、要件②③も満たす。

したがって、Aが甲社を代表して本件売買契約を締結したことについては、原則として第423条第1項違反が成立する。

2. Aの反論及びその当否

(1) これに対し、Aからは、取締役の会社に対する善管注意義務及び忠実義務は、会社と取締役との間に利害対立関係があるため課せられた義務であるところ、本件売買契約締結当時のAは甲社の一人株主であり、Aと甲社との間には利害対立関係がないため、かかる義務違反の問題は生じないとの反論が考えられる。

しかし、取締役が会社の一人株主であったとしても、法人格を異にする以上、両者に利害対立関係が存在しないとはいえず、善管注意義務違反・忠実義務違反の問題は生じうるため、当該取締役の任務懈怠行為によって会社に損害を与えた場合は、会社に対する責任を免れないと解する。

本件では、上記のとおりAの任務懈怠行為によって甲社に損害が生じている以上、Aの上記反論は認められない。

- (2) また、Aは、本件売買契約締結が第423条第1項に違反するとしても、総株主であるAの同意によって、同項違反に係る責任が免除されたと主張することが考えられる(第424条)。しかし、甲社ではAの責任が免除された形跡はなく、かかる主張は認められない。

なお、Aは、甲社により黙示の責任免除がなされた旨を主張することも考えられるが、株式会社には多数の利害関係人が存在する以上、意思決定は明確になされるべきであるから、法的安定性を欠く黙示の責任免除は認められない。

したがって、Aの反論はいずれも認められない。

3. 結論

よって、Gの請求は認められる。

第2. 小問2

1. 第429条第1項の要件等

Aが甲社を代表して本件売買契約を締結したことにより、同社の債権者である乙社への本件債務が履行できなくなったことにつき、Aに第429条第1項に基づく責任が生じないかが問題となる。

同項の要件は、①役員等の任務懈怠、②役員等の悪意又は重過失、③第三者に損害が生じたこと、④損害と任務懈怠との間の相当因果関係である。以下検討する。

2. 検討

- (1) まず、上記第1の1(1)のとおり、A社は甲社の代表取締役であるから「役員等」にあたり、また、Aが甲社を代表して本件売買契約を締結したことは甲社に対する任務懈怠にあたるため、要件①を満たす。

- (2) 次に、Aに悪意又は重過失があるかが問題となる。第429条第1項の趣旨は、株式会社が経済社会に占める地位や取締役の職務の重要性を考慮し、役員等に特別の法定責任を課して第三者の保護を図る点にあるから、同項の責任が認められるためには、任務懈怠について悪意又は重過失があれば足りると考える。

本件では、Aが甲社を代表して本件売買契約を締結することが、甲社に対する任務懈怠にあたることは上記第1のとおりである。また、Aは、隣人Eとのトラブルを解決する目的で、本件土地の評価額が1000万円程度であることを知りながら、Eの要求を鵜呑みにして本件土地を5000万円で購入しているため、甲社の利益を犠牲にしつつ、自己の利益を図る意図で本件売買契約を締結したといえる。

したがって、Aは(1)の任務懈怠について悪意であるから、要件②も満たす。

- (3) 第429条第1項の趣旨は、上記のとおり、役員等に特別の法定責任を課して第三者の保護を図る点にあるため、同項の「損害」とは、間接損害も含むと解すべきである。本件では、上記(1)のAの任務懈怠が原因で甲社は実質的な債務超過に

陥って事業を継続することができなくなり、その結果として、乙社は甲社から本件債務の履行を受けることができなくなったため、甲社に損害が生じることにより、乙社に間接的に損害が生じているといえる。

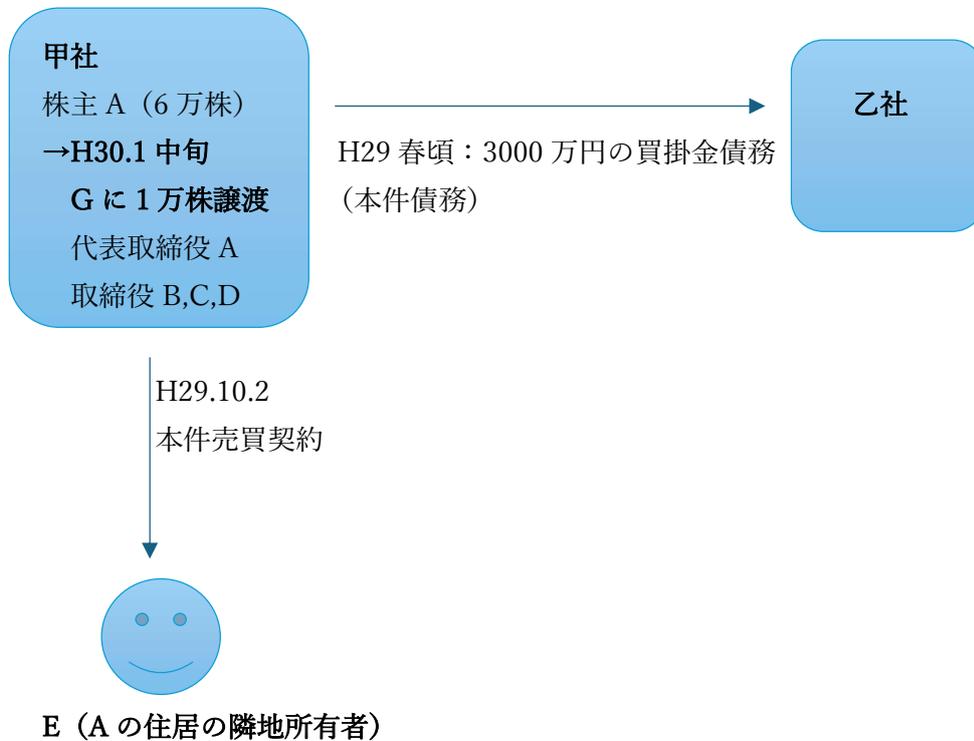
したがって、乙社の損害及び損害と任務懈怠行為との因果関係も認められるため、要件③及び④も満たす。

(4) よって、乙社の A に対する請求は認められる。

以 上

プレゼミ（商法）解説レジュメ

第1. 事案



第2. 小問1について

1. 前提（株主 G が A に対して第423条第1項の責任追及をする方法）

- 会社法（以下略）第423条第1項は、役員等の会社に対する責任を定めているため、原則として役員等への責任追及は会社が行うべきである。
- しかし、役員等との同僚意識などから、本来追及すべき責任の追及がなされない可能性がある（提訴懈怠可能性）。
- そのため、会社法は、株主¹に会社のために役員等の責任を追及する訴えを提起することを認めている（第847条・株主代表訴訟）。
- 具体的には、
 - ① 株式会社（本件では監査役²）に対して提訴請求を行い（第847条第1項）、
 - ② 監査役が60日以内に責任追及の訴えを提起しないときは、株主が会社のため

¹ 公開会社の場合は「六箇月（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）前から引き続き株式を有する株主」である必要がある。

² 第386条第1項第1号参照

に責任追及の訴えを提起することができる（同条第3項）

⇒本問では、Gが上記訴えを適法に提起した旨の記載があることから、訴訟要件についての記載は不要

2. 第423条第1項の責任追及

（1）総説

取締役は会社との間で委任関係に立つため（第330条）、任務に違反したことにより会社に損害を生じさせれば民法上の債務不履行となるものの（民法第415条）、取締役の任務は委任契約によるだけではなく、法律上当然に生じる場合もあることから、後者の任務に反するときにも責任が生じることを明確にするため、設けられた規定とされている。

実際には、債務不履行責任と同様の解釈が採られることが多い。

（2）要件

① 取締役の任務懈怠³

役員等の任務懈怠は、大別して

- (a) 役員等が善管注意義務・忠実義務⁴に違反した場合、
- (b) 役員等が法令に違反した場合
が挙げられる。

(a)の場合、役員等が会社に対して負う義務は様々であるところ、設問に解答する際には、役員等がどのような会社に対してどのような義務を負っており、どの行為がその義務に違反したといえるかを特定する必要がある。

㊦業務執行における注意義務違反、㊧監視義務違反、㊨内部統制システム構築義務違反、㊩利益相反取引・競業取引の場面が主に問題となりやすいが、本問は、㊩の場面と考えられる。

② 会社に損害が発生したこと

³ 任務懈怠について役員等の故意・過失の要件が必要かという点については、異なる考え方もあり得るものの、役員等の善管注意義務違反が問題となる場面では、役員が善良な管理者の注意義務を尽くさなかった以上、通常は故意・過失も認められるため、独自に故意・過失の要件を検討する必要はないと考える。一方、法令違反の場合、取締役が法令違反を認識し得なかったような場合等、過失が否定される可能性があるため、故意・過失の要件を別途検討する必要があると考える。

⁴ 判例では、善管注意義務と忠実義務は別個の義務ではないとされている（最大判昭和45・6・24民集第24巻6号625頁）。

③ 任務懈怠と損害との間の相当因果関係

(3) 本問の特殊性

① 本件の甲社の株主はAのみであり、唯一の株主であるAの決定のもと、Aのために本件売買契約が行われている以上、株主であるAの利益は害されていないため、このような場合でも任務懈怠があるというべきか。

② たとえAによる本件売買契約締結が任務懈怠に該当しうるとしても、一人株主であるAの同意により責任が免除されたといえないか(第424条)。

⇒本問の特殊性がAの反論に繋がることになる。

(4) 裁判例

東京地判平成20年7月18日・判タ1290号200頁

➤ 株式会社の一人株主である代表取締役が、業務を行っていない者たちに対し、当該株式会社をして顧問料を支払わせたり、無償で社宅などを提供させたりした事案

➤ 裁判所は、上記①の点につき

「一人株主である代表取締役と会社との間には利害対立関係がないから善管注意義務違反の問題は生じないとの立論は首肯することができない。一人株主である代表取締役と会社とが別個の法人格を有する以上、各々が相手方に対して権利と義務とを有し得る関係にあるのであって、両者の利害が常に全く同一であるとか、何らの利害対立関係も観念し得ないと解することはできない。一人会社が法律上容認されるのは、社会的必要性が肯定されたためにすぎず、一人会社であろうと、会社と株主とは別個の法人格を有するものであるから、それぞれの間には、権利、義務の関係が発生するのは当然であり、これを消滅させる事由がなければ権利、義務は消滅しない。被告の上記主張は、一人株主である取締役には、そもそも会社に対する善管注意義務(忠実義務)がないというのと同断であり、上記主張を採用すれば、一人株主である取締役の会社に対する責任がそもそも観念し得ないことになってしまうのであって、善管注意義務(忠実義務)の強行法規性に反し、このような主張は、到底採用することはできない。」として、一人会社であっても任務懈怠があった場合には、損害賠償義務が発生するとしている。

➤ また、上記②の点については、

「旧商法266条5項(会社法第424条)は、総株主の同意がある場合でなければ、取締役の会社に対する責任を免除することができずと規定しており、会社が取締役に対し上記責任を免除する旨の意思表示をする場合、当該意思表示が効力を発生するためには、総株主の同意が必要であると定め

ているのであり、取締役の任務違背により会社に対する損害賠償義務が発生した場合、これが消滅するためには、総株主の同意、免除の意思表示の2個の要件を具備することが必要である。しかるに、本件においては、黙示的にも被告の取締役としての責任を免除する旨の意思表示がされた事実は、これを認めるに足りる何らの証拠もなく、他に、被告の義務の発生を障害する事由も、これを消滅させる事由も認めることができない。」としている。

3. 解答の方向性

要件①（取締役の任務懈怠）については、株主の利益保護の観点から考えるのであれば、一人株主である取締役による任務懈怠を否定する方向に働くと考えるが、上記裁判例のように、会社は株主と別個の法人格を有する以上、一人株主であっても任務懈怠による責任を免れないと考えれば、任務懈怠を肯定する方向に働くと考えられる。

また、Aの任務懈怠を肯定する場合、総株主の同意（第424条）の点にも言及することが望ましいと考える。

②③（損害の発生と因果関係）については、特段難しい点はなく、淡々とあてはめをすれば足りると考えられる。

第3. 小問2について

1. 第429条第1項の責任追及

(1) 趣旨

株式会社が経済社会において重要な地位を占めていること、株式会社の活動はその機関である役員等の職務執行に依存するものであることに鑑み、役員等に特別の法定責任を課して第三者の保護を図る趣旨と考えられている（最大判昭和44・11・26民集23巻11号2150頁）。

(2) 要件

① 役員等の任務懈怠

② 役員等の悪意又は重過失

任務懈怠について悪意又は重過失があれば、第三者への加害についての悪意又は重過失がなくても第429条第1項の適用対象となる。

③ 第三者に損害が発生したこと

役員等が直接第三者に損害を与えた場合（直接損害）のみならず、役員等の任務懈怠により会社に損害を与え、ひいては第三者に損害を与えた場合（間接損害）も含むと考えられている。

本問のように、役員等の悪意又は重過失による任務懈怠により会社が債務超過に陥った結果、債権者が債権回収不能による損害を被った場合にも、役員等の会社

債権者に対する第429条第1項の責任が認められると考えられる。

④ 任務懈怠と損害との間の相当因果関係

2. 解答の方向性

小問1でAの任務懈怠を否定し、小問2でAの任務懈怠を肯定するような場合、小問1と2で異なる結論を採用する理由に触れる必要があると考える。

また、小問2では、小問1と異なり、本件債務発生当時には、定期預金を甲社の運転資金として確保する必要があったこと、本件土地の購入代金支払いのために本件定期預金の取り崩したことにより、甲社が実質的な債務超過に陥って事業活動を継続することができなくなったなどという事情があるため、Aの義務内容の捉え方次第ではこのような事情を使って小問1との違いを論述することも考えられる。

第4. 参考文献・参考資料

- 1 田中亘「会社法 [第3版]」(東京大学出版会・2021年)
- 2 田中亘ほか「リーガルクエスト会社法 第4版」(有斐閣・2018年)
- 3 令和5年司法試験採点実感・出題趣旨

表

試験科目
商法

最優秀答案
 最優秀回答者: K.Yさん

2024.12.22実施

第1小問(120点)

(会社法(以下略)423条以下に基づき損害賠償を認めらるるためには、①「役員等」(267条) ②「任務を怠つたこと」 ③「帰属事由」(428条以下) ④「損害の発生」 ⑤ ②と④の因果関係が「必要とされる」以下を検討する。

(1) Aは甲社の取締役であり、「役員等」に当たります(①)。

(2) ア「任務を怠つたこと」とは任務懈怠を意味し、善管注意義務(330条、民法644条)、忠実義務(355条)違反があれば、定款違反をいう。

イ本件売買契約は本件土地の計画価額に1000万円程度のものを5000万円で購入する契約である。これは「重要な取引の処分」(362条4項(号)、間接取引(356条以下3号)に該当する取引に当たります。しかし、取締役の決議等の所定の手続が行われていないため、定款違反は認められぬ(362条4項、356条以下、365条以下)。

ウもともと、1000万円程度の土地を5000万円で購入していることから、余計な費用を投じているため、会社に損害賠償を負っており、善管注意義務・忠実義務に違反しているから問題となる。

取締役は会社に代りしても損害を防止できるような義務を負う。しかし、甲社は本件売買契約の締結時には株主兼はAのみであり、その株主に本件売買契約を締結していることにより問題が認められ、故にAが主張していることが考えられる。

この点、会社の利益の増進を図る株主の同志にAは「義務違反はない」と解す。本件でも株主のAに自ら本件役員契約を締結しており、同志してよいといえる。また、甲社の経営は傾倒しており、本件役員契約の締結後も、その繰上資金に不足の事はないとの、~~AはAに対する善管注意義務・忠実義務違反に認めらるべきである~~本件役員契約は会社にAに対する善管注意義務・忠実義務違反に認めらるべきではないといえる。~~AはAに対する~~

よってAはAに対する「義務違反を怠り、22」とはいえない。

2 AはAにAに対するA23条AにAに基づく損害賠償請求は認めらるべき。

第2小問2について

1 AはAに対するA29条AにAに基づく損害賠償請求に認めらるべきは①「役員等」の②会社にAに対する任務懈怠③悪意又は重大失④損害の発生⑤③と④の間、因果関係が認められるため、以下検討する。

(1) Aは甲社の取締役であり、「役員等」といえる(①)。

(2) 任務懈怠とは前述のように善管注意義務・忠実義務違反および法令・定規違反行為をいう。これと善管注意義務の一端として取締役は本件甲社に会社債権者として損害賠償を受けるべきように配慮すべき義務を負う。本件についてみると、甲社は平成27年度Aの営業利益は減少し始めて

お7. 本件債権の履行については、本件定期借入金を切り崩す
12ヶ月対応しあうとしていたのにもかかわらず、~~甲社に返済はなされた~~
本件土地を購入し（結果に本件定期借入金を切り崩している。官業利息
が減少し始めているのであれば）本件債権を履行するために本件定期
借入金を切り崩り過ぎてはならないと申し立てし、これを甲社にとりては
異なる本件土地を購入し過ぎてはならないと以、会社債権者
である乙社に対して報告を怠らせたという~~事実~~善管理義務
違反が認められる。したがって、任意性情報である(2)。

(3) 官業利息が減少して~~返済額~~^{返済額}本件債権の履行のために本件定期
借入金を切り崩して本件売買契約を履行し、本件債権を履行して行く
ようになってきたから重過失が認められる(3)。

(4) 報告とは、直接報告のみならず、間接報告も含まれる。本件
売買契約により債務超過に陥り、本件債権を履行できなくなる。
お7. 乙社に間接報告が怠らされた(4)。

(5) Aは乙社~~に~~任意性情報により本件売買契約を履行した。乙社
は本件債権を回収できなくなるようになってきたから、(2)と(4)との因
果関係が認められる(5)。

2以上よりAに対してF29条1項に基づき損害賠償請求が認め
られる。

以上

最優秀答案

回答者:M.Tさん

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：稲葉総合法律事務所 弁護士 瀬戸悠未
質問：yumi.seto@inaba-law.jp
2024.12.22実施 過去問プレゼミ 商法
令和5年司法試験民事系第2問設問1

表

試験科目
商法

第1 小問1について

1. GのAに対する、会社法(以下、法名省略)423条1項に基づき損害賠償を請求する責任追求等の訴えが認められるためには、①Aが役員等であること②Aの任務の懈怠③損害が生じていること④任務の懈怠と損害の間に因果関係があることが必要となる。以下、検討する。

2(1) ①について

まず、Aは甲社の取締役であるため、役員等に当たる。

(2) ②について

ア、まず、取締役は会社に対して善管注意義務(330条民法644条)および忠実義務(355条)を負う。したがって、本件売買契約は、甲社に対して4000万円の損失を与えているので、善管注意義務および忠実義務に反したものであり、Aの任務懈怠にあたるといえるのである。

イ、しかし、Aとしては、本件売買契約当時においては、甲社の株主はAのみであり、取締役会の決議等、会社法所定の手続を正式に踏んで行われたもので、任務懈怠にはあたらないとの反論が考えられる。この反論は妥当か。

ウ、思えば、会社の取締役は、株主の利益を目的に行動することから求められており、善管注意義務および忠実義務の具体的な内容としては、株主の利益を最大化するよう努めることといえる。

エ、これを本問についてみると、Aの1人会社である甲社において、株主であるAの個人的事情から本件売買契約を結んだとしても、それをもってAの善管注意義務・忠実義務違反といえることはできない。また、本件売買契約により甲社が資金繰りに困るような事情もない。

オ、したがって、Aの任務懈怠は認められない。

3. よって、Gの請求は認められない。

第2 小問2について

1. Z社のAに対する429条1項に基づき損害賠償請求が認められるためには、①Aが役員等であること②Aの任務の懈怠③Aに悪意又は重大な過失があること④損害が発生していること⑤任務の懈怠と損害との間に因果関係があることが必要となる。以下、検討する。

2(1) ①について

上述のとおり、Aは役員等に当たる。

(2) ②について

ア、上述のとおり、取締役の善管注意義務・忠実義務は、株主の利益を最大化することである。そうすると、本小問においてAには任務懈怠が認められないようにも見える。

イ、しかし、会社の財務状態に照らして、会社の債権者の利益が具体的に損われるおそれがある場合には、保護する必要がある。そこで、会社債権者の利益保護の必要

商法
1 頁

商法
2 頁



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、筆点となるので、注意してください。なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。(試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出は一切応じません。)

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加記布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

- (1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に真直ぐに従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外(着色部分及びその外側の空白部分)に記載した場合には、当該部分は採点されません。
 - (2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として筆点となります。
 - (3) 答案を訂正するときは、訂正部分が發行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。
 - (4) 答案用紙の裏面を書き進めて答案を作成した場合には、裏が白紙の時は「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に裏の解答欄に記載してください。(試験時間終了後に記載することは認めません。)
 - (5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。
- 4 その他
解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として筆点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
 講師：稲葉総合法律事務所 弁護士 瀬戸悠未
 質問：yumi.seto@inaba-law.jp
 2024.12.22実施 過去問プレゼミ 商法
 令和5年司法試験民事系第2問設問1

商法 3 頁

15 性がある場合、例外的に任務懈怠を認めらるまでである。
 16 う、これを本問についてみると、甲社は本件売買契約により
 17 債務超過に陥り、その後事業活動を継続できなくな
 18 っている。そして、本件売買契約で支払われた定期預
 19 金は、本件債務の履行が困難になった際、充てられる
 20 予定であった資金である。

21 I、したがって、Aの任務懈怠は認められる。

22 (3) ③について

23 本件土地の当時、評価額が1000万程度であることにつ
 24 てAは認識しており、5000万で購入することで甲社に損害
 25 が出ることを知らずして、本件売買契約はなされている。これよ
 26 り、Aには重過失が認められる。

27 (4) ④について

28 乙社には、本件債務3000万円の不履行による損害が
 29 生じている。

30 (5) ⑤について

31 本件売買契約によるAの任務懈怠により、甲社は
 32 債務超過に陥り、平成30年5月頃には事業計画活動を
 33 を継続することは困難となった。その結果として、乙社に本
 34 件債務履行も不可能となった。よって、Aの任務懈怠と乙
 35 社の損害との間には因果関係が認められる。

36 3. 以上より、乙社の請求は認められる。

37 以上

商法 4 頁